

# 法曹有資格者自治体法務研究会会則

制定 平成 28 年 7 月 16 日

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 - 第 6 条）
- 第 2 章 会員（第 7 条 - 第 12 条）
- 第 3 章 役員（第 13 条 - 第 19 条）
- 第 4 章 会議（第 20 条 - 第 47 条）
- 第 5 章 顧問（第 48 条）
- 第 6 章 資産（第 49 条 - 第 50 条）
- 第 7 章 会計（第 51 条 - 第 58 条）
- 第 8 章 会則の変更、解散及び合併（第 59 条 - 第 61 条）
- 第 9 章 事務総長及び事務機構（第 62 条 - 第 63 条）
- 附則

## 第 1 章 総則

### 第 1 条（名称）

本研究会は、法曹有資格者自治体法務研究会（略称：法自研）（英名：Legal Professional's Study Group for Legal Affairs concerning Local Governments in Japan〔略称：LS-LALOG〕）と称する。

### 第 2 条（事務所）

本研究会は、主たる事務所を東京都区部に置く。

### 第 3 条（目的）

本研究会は、自治体業務に関連する法的問題を研究するにあたり、会員同士が議論を重ね、研究水準の向上を目指すとともに、研究成果を公表することにより、自治体業務の適正かつ効率的な運営を図り、もって住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

#### 第 4 条（事業の種類）

本研究会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 多くの自治体に共通する法的問題に関する研究及びその成果の公表
- (2) 前号の法的問題に関する会員の研究及びその成果の公表の支援
- (3) 本研究会のウェブサイトの運営管理
- (4) 官公庁、研究機関、弁護士会等への各種支援及び協力
- (5) 研修会、シンポジウム、セミナー、講演会等の主催、共催及び後援

#### 第 5 条（法曹有資格者）

本会則において法曹有資格者とは、司法修習生の修習を終えた者をいう。

#### 第 6 条（会規及び規則）

- 1 本研究会は、本会則を実施し、その他法令の規定に基づいて必要な措置を行うため、会規又は規則を定める。
- 2 会規は総会の決議により、規則は役員会の決議によりこれを定め又は変更するものとする。ただし、会規又は規則に明らかな誤記が見つかった場合については、変更の手続によらず、役員会の決議によってこれを補正することができる。
- 3 本研究会は、会則、会規若しくは規則を定め、又はこれを変更し、若しくは補正したときは、本研究会のウェブサイトに掲載する方法により公告する。

## 第 2 章 会員

#### 第 7 条（会員）

- 1 会員は、日本の自治体に勤務し、又は勤務していた法曹有資格者（ただし、退職理由が勤務自治体による懲戒免職である者を除く。）とする。
- 2 会員の勤務形態は、常勤若しくは非常勤又は一般職若しくは特別職の別を問わないものとする。
- 3 会員として入会しようとする者（以下「入会希望者」という。）は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。
- 4 会長は、入会希望者が第 1 項に定める要件を満たすと認められるときは、その者の入会を承認しなければならない。
- 5 前項の定めにかかわらず、会長は、入会希望者が第 1 項ただし書に該当することが判明した場合には、いつでも前項の承認を取り消すことができる。

- 6 会長は、前項により入会の承認を取り消した場合、対象者に対してその旨を書面又は電子メールにより通知しなければならない。

#### 第 8 条（会費）

本研究会は、別に会規で定める場合を除き、会費の徴収を行わない。

#### 第 9 条（会員の資格の喪失）

会員が次に掲げる各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 第 7 条第 5 項に基づき入会の承認を取り消されたとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 会員が登録している電子メールアドレスに電子メールが届かず、その日から 3 か月を経過してもなおかかる状態が解消しないとき。

#### 第 10 条（退会）

会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

#### 第 11 条（懲戒）

- 1 会員が次に掲げる各号の一に該当する場合には、役員会の決議により、これを懲戒することができる。
  - (1) 本会則に違反したとき。
  - (2) 本研究会の会規又は規則に違反したとき。
  - (3) 本研究会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 会員に対する懲戒は、次の 3 種とする。
  - (1) 戒告
  - (2) 1 年以内の会員資格停止
  - (3) 除名
- 3 第 1 項の規定により懲戒しようとする会員が役員である場合は、当該役員は第 1 項の決議に加わるできない。
- 4 第 1 項の規定により会員を懲戒しようとする場合には、当該会員に対し、書面又は電子メールによって予定する処分内容とそれを支える理由を記載した通知を行った上で、役員会の決議の前に当該会員に書面又は電子メールによる弁明の機会を与えなければならない。
- 5 第 1 項の規定により会員を懲戒するときは、当該会員に懲戒処分内容及びその理由を書面又は電子メールにより通知しなければならない。

- 6 第 1 項の規定により会員を懲戒するときは、役員会の決議により、当該会員の氏名、処分内容及びその理由を公表することができる。ただし、当該会員が次条による不服申立てを行った場合、当該不服申立てに対する代表監事の決定がなされるまでの間はこれを公表することができない。

#### 第 12 条（不服申立て）

- 1 会員は、第 7 条第 6 項又は前条第 5 項の通知を受けた日から 2 週間の不変期間内に、代表監事が別に定める不服申立書を代表監事に提出することによって不服の申立てをすることができる。この場合において、不服申立人は、不服申立書と併せて、その主張の理由となる事実を証する書類その他の物件（以下「不服申立人証拠物件」という。）を提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、代表監事は、不服申立書及び不服申立人証拠物件の写しを会長に送付し、会長に対し、相当の期間を定めて弁明書の提出を求めるものとする。この場合において、会長は、第 7 条第 5 項による取消しの通知書又は前条による懲戒処分通知書に加えて、取消し又は懲戒処分の理由となる事実を証する書類その他の物件（以下「取消等理由物件」という。）を添えて、代表監事に弁明書を提出しなければならない。
- 3 会長は、前条による懲戒処分に対する不服申立てに関する弁明書の提出については、事前に役員会の決議を得なければならない。
- 4 代表監事は、会長から弁明書の提出を受けたときは、直ちにその写しを不服申立人に送付しなければならない。
- 5 不服申立人は、代表監事が定める相当の期間内に、前項によって送付された弁明書に対する反論書及び不服申立人証拠物件を提出することができる。
- 6 代表監事は、入会承認の取消処分通知書又は懲戒処分通知書、不服申立書、弁明書及び反論書の内容並びに取消等理由物件及び不服申立人証拠物件に基づき、第 7 条第 5 項による取消処分又は前条による懲戒処分を正当と認めるときは、監事会の決議を経て、第 1 項に基づく不服申立てを棄却し、会長及び不服申立人に対し、その理由とともにその旨を書面又は電子メールにより通知しなければならない。
- 7 代表監事は、入会承認の取消処分通知書又は懲戒処分の通知、不服申立書、弁明書及び反論書の内容並びに取消等理由物件及び不服申立人証拠物件に基づき、第 7 条第 5 項による取消処分又は前条による懲戒処分を不当と認めるときは、監事会の決議を経て、当該取消処分又は当該懲戒処分を取消し、若しくは懲戒処分の内容を変更することができる。この場合において、代表監事は、当該取消処分若しくは当該懲戒処分を取り消した旨又は変更後の新たな懲戒処分の内容について、会長及び不服申立人に対し、その理由とともに書面又は電子メールにより通知しなければならない。
- 8 会長、役員会及び不服申立人は、前 2 項による代表監事の決定に対して不服申立てをすることはできない。

## 第 3 章 役員

### 第 13 条（種類及び定数）

本研究会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 3 人
- (3) 監事 3 人

### 第 14 条（選任）

- 1 会長、副会長及び監事は、会員のうちから総会において選任する。
- 2 監事のうち 1 人を代表監事、1 人を副代表監事とし、これらの者は監事会における互選の方法により選任する。
- 3 監事は、本研究会の他の役員を兼ねてはならない。

### 第 15 条（職務）

- 1 会長は、本研究会を代表し、その業務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長がその職務を行うことができないときは、会長があらかじめ指名した順序により、副会長がその職務を代行する。
- 3 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 会長及び副会長の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) 本研究会の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、本研究会の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは会則に違反する事実を発見した場合には、これを総会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 会長及び副会長の業務執行の状況又は本研究会の財産の状況について、会長及び副会長に意見を述べること。
  - (6) 第 12 条に定める不服申立ての審査を行うこと。
- 4 代表監事は、前項に定める職務のほか、監事会を代表し、その業務を総理するとともに、第 12 条に定める不服申立てに関する職務を行う。
- 5 副代表監事は、第 3 項に定める職務のほか、代表監事を補佐し、代表監事はその職務を行うことができないときは、副代表監事はその職務を代行する。

### 第 16 条（任期等）

- 1 会長、副会長及び監事の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため就任した会長、副会長及び監事の任期は、それぞれの前任者の任期の残存期間とする。

- 3 会長、副会長及び監事は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### 第 17 条（欠員補充）

会長、副会長又は監事が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### 第 18 条（解任）

- 1 会長、副会長及び監事が次の各号の一に該当する場合は、総会の決議により、これを解任することができる。
  - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他会長、副会長及び監事としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の定めにより会長、副会長及び監事を解任しようとする場合は、決議の前に当該会長、副会長及び監事に書面又は電子メールによる弁明の機会を与えなければならない。

#### 第 19 条（報酬等）

- 1 会長、副会長及び監事は、無報酬とする。
- 2 会長、副会長及び監事は、予算の範囲内で、その職務を遂行するために要した費用の弁償を受けることができる。

## 第 4 章 会議

### 第 20 条（種別）

- 1 本研究会の会議は、総会、役員会及び監事会の 3 種とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

### 第 21 条（総会の構成）

総会は、全会員をもって構成する。

### 第 22 条（総会の機能）

総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 会長、副会長及び監事の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 会規の制定及び変更
- (7) 法令又は本会則の定めにより総会に付することを要する事項
- (8) 役員会において総会に付することを相当と認めた事項

### 第 23 条（総会の開催）

- 1 通常総会は、毎年 1 回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 役員会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
  - (2) 会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面又は電子メールによる招集の請求があったとき。
  - (3) 監事が第 15 条第 3 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。
  - (4) 会長が第 45 条第 2 項の規定に基づいて招集するとき。

### 第 24 条（総会の招集）

- 1 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の定めによる請求があったときは、その日から 2 週間以内の期日を定めて臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも 5 日前までに会員に対し通知しなければならない。

#### 第 25 条（総会の基準日）

本研究会の通常総会の議決権の基準日は、毎年 4 月 1 日とする。また、本研究会の臨時総会の議決権の基準日は、第 23 条 2 項に従い、臨時総会の招集が請求された日又は監事が招集した日とする。

#### 第 26 条（総会の議長）

総会の議長は、会長がこれにあたる。

#### 第 27 条（総会の定足数）

総会は、会員総数の過半数の会員の出席（Web会議システム（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）により出席する場合を含む。以下同じ。）がなければ開会することができない。

#### 第 28 条（総会の決議）

- 1 総会における決議事項は、第 24 条 3 項の定めによってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、本会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

#### 第 29 条（総会での議決権等）

- 1 各会員の議決権は平等なものとする。
- 2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電子メールをもって議決権を行使することができる。
- 3 前項の定めにより議決権を行使した会員は、前 2 条の定めの実行については出席したものとみなす。
- 4 総会の議事について、特別の利害関係を有する会員は、その審議及び議決に加わることはできない。

#### 第 30 条（総会の議事録）

総会の議事については、次に掲げる各号に定める事項を記録した議事録を作成し、議長が署名しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員総数及び出席者数（書面又は電子メールによって議決権を行使した者があ  
る場合には、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び決議の結果

### 第 31 条（役員会の構成）

役員会は、会長及び副会長をもって構成する。

### 第 32 条（役員会の機能）

役員会は、本会則に定める事項のほか、次に掲げる各号に定める事項を決議する。

- (1) 本研究会の運営に関する事項
- (2) 総会に付する議案に関する事項
- (3) 規則の制定及び変更に関する事項
- (4) その他会長において必要と認めた事項

### 第 33 条（役員会の開催）

役員会は、次に掲げる各号の場合に開催する。

- (1) 前条各号に定める事項を決議するとき。
- (2) 会長が必要と認めたとき。
- (3) 副会長から役員会の目的である事項を記載した書面又は電子メールにより招集の請求があったとき。

### 第 34 条（役員会の招集等）

- 1 役員会は、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第 3 号の場合にはその日から 2 週間以内の期日を定めて役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集する場合は、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。
- 4 役員会の審議は、テレビ会議、電話会議、ウェブ会議等の通信手段によって行うことができる。

### 第 35 条（役員会の議長）

役員会の議長は、会長がこれにあたる。

### 第 36 条（役員会の決議）

- 1 役員会における議決事項は、第 34 条第 3 項の定めによってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 役員会の議事は、役員会構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、会長が第 38 条第 4 項の定めにより当該議事の審議及び議決に加わることができないときであって、当該議決の結果が可否同数のときは、第 32 条第 4 号に関する事項のうち、第 11 条第 1 項に定める役員会の決議によって懲戒しようとする者が会長である場合は、当該決議

事項を可決する旨の役員会の決議があったものとみなし、その他の事項の場合は当該決議事項を否決する旨の役員会の決議があったものとみなす。

#### 第 37 条（役員会決議の省略）

- 1 役員会構成員が役員会決議事項をあらかじめ提案し、役員会構成員全員が書面又は電子メールによりこれに同意（提案から 1 週間以内に異議を述べない役員は同意したものとみなす。）したときは、当該決議事項を可決する旨の役員会の決議があったものとみなす。
- 2 前項の場合において、会長は、監事に対して提案された役員会決議事項を通知するものとする。
- 3 監事が、第 1 項の方法によることについて異議を述べたときは、当該役員会決議事項の決議については、前条の定めによるものとする。

#### 第 38 条（役員会の議決権等）

- 1 役員会構成員の議決権は、平等なものとする。
- 2 役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって議決権を行使することができる。
- 3 前項の定めにより議決権を行使した役員は、第 36 条第 2 項の運用については、役員会に出席したものとみなす。
- 4 役員会の議事において、特別の利害関係を有する役員は、その審議及び議決に加わることができない。

#### 第 39 条（役員会の議事録）

役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、出席者全員が署名しなければならない。ただし、出席者は、議事録の内容を承認する旨を出席者全員宛ての書面又は電子メールによって表明することをもって署名に代えることができる。

- (1) 日時及び場所
- (2) 役員会構成員総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電子メールによって議決権を行使した者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び決議の結果

#### 第 40 条（監事会）

監事会は、監事をもって構成する。

#### 第 41 条（監事会の機能）

監事会は、本会則に定める事項を決議する。

#### 第 42 条（監事会の開催）

監事会は、代表監事及び副代表監事を選任する場合並びに本会則に定める事項を決議する場合に開催する。

#### 第 43 条（監事会の招集等）

- 1 監事会は、代表監事が招集する。ただし、代表監事を選任するための監事会については、会長がこれを招集する。
- 2 監事会を招集する場合は、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。
- 3 監事会の審議は、テレビ会議、電話会議、ウェブ会議等の通信手段によって行うことができる。

#### 第 44 条（監事会の議長）

監事会の議長は、代表監事がこれにあたる。

#### 第 45 条（監事会の決議）

- 1 監事会における議決事項は、第 43 条第 2 項の定めによってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 監事会の議事は、監事会構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、監事会構成員が第 46 条第 2 項の定めにより当該議事の審議及び議決に加わることができないときは、会長は直ちに臨時総会を招集し、臨時監事を選任しなければならない。
- 3 臨時監事は、前項ただし書に定める議事に関する審議及び議決に限り、監事の職務を行う。

#### 第 46 条（監事会の議決権等）

- 1 監事会構成員の議決権は、平等なものとする。
- 2 監事会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって議決権を行使することができる。
- 3 前項の定めにより議決権を行使した監事は、第 45 条第 2 項の運用については、監事会に出席したものとみなす。
- 4 監事会の議事において、特別の利害関係を有する監事は、その審議及び議決に加わることができない。

#### 第 47 条（監事会の議事録）

監事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、出席者全員が署名しなければならない。ただし、出席者は、議事録の内容を承認する旨を出席者全員宛ての書面又は電子メールによって表明することをもって署名に代えることができる。

- (1) 日時及び場所
- (2) 監事会構成員総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電子メールによって議決権を行使した者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び決議の結果

### 第 5 章 顧問

#### 第 48 条（顧問）

- 1 本研究会は、必要に応じて顧問を置くことができる。
- 2 顧問の任期は、2 年とし、役員会の決議を経て、会長がこれを委嘱する。ただし、再委嘱を妨げない。

### 第 6 章 資産

#### 第 49 条（構成）

本研究会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄付金品
- (2) 財産から生じる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 会費
- (5) その他の収入

#### 第 50 条（資産管理）

本研究会の資産は、会長が管理し、その方法は、会規により別に定める。

### 第 7 章 会計

#### 第 51 条（事業年度）

本研究会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

#### 第 52 条（事業計画及び予算）

本研究会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の決議を経

なければならない。

#### 第 53 条（暫定予算）

- 1 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、役員会の決議を経て、予算成立の日までの前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### 第 54 条（予備費）

- 1 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2 会長が予備費を使用したときは、その内容を役員会に報告しなければならない。

#### 第 55 条（予算の追加及び更正）

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の決議を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### 第 56 条（事業報告及び決算）

- 1 本研究会の事業報告、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の決議を経なければならない。
- 2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### 第 57 条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、役員会の決議を経なければならない。

#### 第 58 条（会計管理）

本研究会の会計は、会長が管理し、その方法は会規により別に定める。

### 第 8 章 会則の変更、解散及び合併

#### 第 59 条（会則の変更）

本研究会が会則を変更しようとするときは、総会に出席した会員の 4 分の 3 以上の多数による決議を経なければならない。

#### 第 60 条（解散）

- 1 本研究会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 会員の欠乏
  - (3) 合併
  - (4) 破産
- 2 前項第 1 号の事由により本研究会が解散するときは、会員総数の 4 分の 3 以上の賛成を得なければならない。

#### 第 61 条（合併）

本研究会が合併しようとするときは、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の賛成を得なければならない。

### 第 9 章 事務総長及び事務機構

#### 第 62 条（事務総長及び事務次長）

- 1 本研究会は、必要に応じて事務総長 1 人及び事務次長若干人を置くことができる。
- 2 事務総長は、会長の命を受けて本研究会の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。
- 3 事務総長は、本研究会の会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 事務次長は、事務総長を補佐して、事務局の監督を掌り、事務総長の指示を受けて対外的事務を処理する。
- 5 事務総長及び事務次長の任免は、役員会の審議を経て、会長がこれを行う。

#### 第 63 条（事務局の設置）

- 1 本研究会に事務局を置き、本研究会の庶務を掌らしめる。
- 2 事務局職員の職階及び事務局の分掌は規則をもって定める。
- 3 事務局職員の任免は、会長が行う。

### 附則

第 1 条 本会則は、本研究会設立の日（平成 28 年 7 月 16 日）から施行する。

第 2 条 本会則の改正は、令和2年9月1日から施行する。

第 3 条 本会則の改正は、令和4年7月23日から施行する。